

平成20年第2回定例会

千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成20年11月17日

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

○招集告示

第 6 号 (11月17日)

○議事日程	1
○会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○議会事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議会運営委員会委員の選任について	7
○発議案第1号の上程、説明、採決	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉会中継続調査の件	3 3
○一般質問	3 4
○陳情第3号の上程、説明、討論、採決	4 6
○閉会の宣告	5 6
○会議録署名	5 7
○議案等議決結果	5 9

千葉県後期高齢者医療広域連合告示第6号

平成20年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年10月31日

千葉県後期高齢者医療広域連合長 藤 代 孝 七

記

- 1 日 時 平成20年11月17日（月） 午後1時30分から
- 2 場 所 オークラ千葉ホテル 3F エリーゼ
(千葉市中央区中央港1-13-3)

平成20年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

平成20年11月17日午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 5 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第1号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 陳情第3号 後期高齢者医療制度に関する陳情

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 5 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第1号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 追加日程第1 閉会中継続調査の件
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 陳情第3号 後期高齢者医療制度に関する陳情

出席議員（51名）

1 番	中島賢治 君	2 番	やまぐちひさし 君
3 番	みやた田かつみ 君	4 番	むらた田いちろう 君
5 番	もとほしりょういち 君	6 番	しみずそういち 君
7 番	すぎうらせいいち 君	8 番	ふじいただし 君
10 番	たいらきよただ 君	11 番	うすい たかお 夫 君
12 番	いませきまさみ 君	13 番	しばたてつや 君
14 番	たかはしつかさ 君	15 番	えびはらひさえ 君
16 番	いたばしはじめ 君	18 番	ばばまさおき 君
19 番	よこやまひろみ 君	20 番	あおきひろしげ 君
21 番	わたなべたかとし 君	22 番	かつまたまさ勝 君
24 番	すずきとしお 君	25 番	あきばかなめ 君
26 番	たかはしきぬこ 君	28 番	やまもとくに 君
29 番	かなまるかずふみ 君	30 番	やしまみのる 君
31 番	えはらとしかつ 君	32 番	あおきまさたか 君
33 番	おおきでんいちろう 君	34 番	たかおかまさたけ 君
35 番	おおかわよしお 君	36 番	まつぎきとしお 君
37 番	たかきながお 君	38 番	おがわいさむ 君
39 番	やましたかねお 君	40 番	おかだしょういち 君
41 番	わたなべととおる 君	42 番	やぎしたきよし 君
43 番	みのわせいいち 君	44 番	きただまさとし 君
45 番	おだかひであき 君	46 番	はぎわらひろゆき 君
47 番	はっかくけんいち 君	48 番	なかむらしんいちろう 君
49 番	とうじょうかつあき 君	50 番	たじまひろお 君
51 番	いたくらまさみち 君	53 番	いわさきしげよし 君
54 番	おぐらあきのり 君	55 番	あらいあきら 君
56 番	かねきいくお 君		
欠席議員 (4名)			
9 番	かなざわこうせい 君	17 番	いまいさだかつ 君
23 番	しのもりまさのり 君	52 番	せきたみのすけ 君

説明のため出席した者

広域連合長	藤代孝七君	副広域連合長	田嶋隆威君
局長	宇佐美誠君	総務課長	鵜沢広行君
総務課主幹	斉藤博君	総務課長補佐	飯高悦栄君
資格保険料課長	関根政男君	資格保険料課長補佐	伊藤勝之君
給付管理課長	須田守彦君	給付管理課長補佐	鈴木幸一君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	斎藤浩史	書記	金岡公一
事務取扱書記	深山光男	書記	佐藤麻奈美

開会 午後 1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島賢治君） これより平成20年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は48名、会議は成立いたしております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中島賢治君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

なお、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び局長ほか事務局職員の出席を求めていますので、ご了承願います。

また、本日の事務局出席者については、座席表を席上に配付させていただいておりますので、ご参照ください。

また、関係者から写真撮影等の申し出がありますので、これを許可いたします。

以上、報告いたします。

議事日程に入る前に、大木傳一郎議員に申し上げます。

平成20年第1回臨時会における宮田かつみ議員からの発言の訂正及び山口久議員からの取り消しの申し出があった発言は、会議録を精査したところ、同僚議員、執行機関及び傍聴人に誤解を与えるおそれがありましたので、今後は慎重な発言をお願いいたします。

〔「議長、弁明」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員、私の発言に対してですか。

○33番（大木傳一郎君） はい。

○議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員に申し上げます。発言が議事進行に関係ございませんので、議事を進めます。

〔「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） 静粛に願います。

◎議席の指定

○議長（中島賢治君） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに当選された議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、配付しております議席表のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島賢治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、私より、今関正美議員、柴田徹也議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島賢治君） 日程第3、会期の決定を議題といたします

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じます。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） 討論の通告がございますので、お願いいたします。

大木傳一郎議員。ご登壇願います。

○33番（大木傳一郎君） 皆さん、どうもご苦労さまです。

今議会の定例会に当たっての日程の決定について異議を申し立て、その日程に対して反対の討論を行います。

その前に、先ほど議長から報告があった、前議会での私の発言に対する誤解を与えるというような議長からの報告がありましたけれども、私も何度もあれから、事務局から訂正の申し入れとか、そういう要請があつて、その議事録を深く読み返しました。しか

し、その内容というのは絶対に誤解を与えるようなものではありません。こういうような一方的な議事運営というのは、必ずこの広域議会が県民の皆さんの批判を受けざるを得ないということを強く強調したいというふうに思います。

〔「議長、休憩をとってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） 大木議員、退場を命じますよ。大木議員、ルールを守ってください。

○33番（大木傳一郎君） 不規則発言をやめさせてください。

次に、日程についての反対の態度を明らかにしておきたいと思います。

これほど重大な県民、高齢者から批判の高まっている、あらゆるアンケート調査でも7割以上の方々が廃止を望んでいる、そして見直しを望んでいる、こういう制度そのものに対する、それを審査するこの今議会がたったの年間2回、そしてその日程が、1時半から例えば5時までやったとしても3時間30分。これで果たして県民のこの制度に対する疑問や改善を望む声にこたえられるかどうか甚だ疑問であり、そういう議会であってはなりません。第一に……

〔「退場だよ」と呼ぶ者あり〕

○33番（大木傳一郎君） 不規則発言はやめさせてくださいね。

次に、全国の広域議会の実態を見ても、隣の茨城では10時から開会しています。1日みっちりかけて会議の運営を進めている。ところが、当千葉県、この広域連合議会は1時半からの開会。ましてや前議会では終わりごろになると議長の許可もなしにするすると帰ってしまう。これでは県民の期待する広域議会にはなり得ない。真剣に発言する議員の発言を押さえるというような、まさに戦前の議会のような、こういう議会ではあってはならないと。

次に、会議規則第9条で会議時間の決定をしている。会議規則で会議時間を決定するという、こんな会議規則があるでしょうか。

第3に、このような議会運営であっては、まさにこの議会が形式的な議会、議会としての本能、チェック機能、その本旨を生かすことができない。まさに議会の形骸化。多くのここに参列の各議会から選出されている議員の皆さんも心に痛みを感じているかと思います、やじをする方は除いて。これでははっきり言って民意が届きません。質問するものも質問しないで、ただ何でもよかろう、何でも賛成で、この重大な後期高齢者医療制度、変えることができますか。発言をすることに対して混乱を生み出すというのは、

まさに北朝鮮のやり方と同じではないですか。政府が言うことをただ聞いておくと、こんなことは議会ではないんですよ。皆さん、本当に心から、この後期高齢者の改革というのか改善、県民は廃止を望んでいるわけですから、その立場に立った会期、期間の設定こそ求められているのではないのでしょうか。

最後に、この状態では県民の声を制約される議会運営だと、この会期では、この時間の設定では事態を大きく変えることが、この議会としての責務が果たすことができないということを強調して、会期の決定に対して異論を主張したいと思います。

以上です。

○議長（中島賢治君） 大木議員に申し上げます。この議場の裁量権は私にございますので、それを忘れないようにしてください。

以上で討論を終わります。

これより会期の決定を採決いたします。

本定例会を本日1日間とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（中島賢治君） 起立多数。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（中島賢治君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、私より、今関正美議員を指名いたします。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（中島賢治君） 日程第5、発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 高橋 司君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（高橋 司君） 発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案については、本年6月、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議員の派遣の根拠規定に項のずれが生じたことから、千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則について所要の改正を行うものであります。

概要については、議員の派遣に係る第158条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中島賢治君） これより、発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（中島賢治君） 起立全員。

よって、発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（中島賢治君） 日程第6、議案第1号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

広域連合長。

〔広域連合長 藤代孝七君 登壇〕

○広域連合長（藤代孝七君） 本日ここに平成20年第2回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心から感

謝申し上げます。

それでは、議案第1号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年度の歳入歳出決算につきましては、歳入総額21億7,565万5,057円に対し、歳出総額は18億4,405万7,330円となり、差し引き3億3,159万7,727円が実質収支額であります。

議案の8ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものとしては、56市町村からの負担金で、9億2,041万9,182円となっております。

次に、国庫支出金で12億4,978万1,429円となっております。

14ページをご覧ください。

歳出の主なものとしては、役務費で被保険者証及び広域連合だよりの郵送料など、委託料で電算システム構築関連経費及び広域連合だより印刷発送業務など、負担金、補助及び交付金で派遣職員の人件費相当分の負担金等となっております。

16ページをご覧ください。

歳出全体の65%を占める基金積立金で、被用者保険の被扶養者であった方の制度移行による保険料負担の軽減などの財源に充てるため積み立てたものでございます。

以上、平成19年度の一般会計の決算概要について申し上げましたが、これにつきましては監査委員の審査に付し、その意見書が提出されております。また、主要施策の成果の説明書をあわせて提出し、それぞれその写しをお手元に配付しております。

何とぞ慎重審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（中島賢治君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がございますので、お願いいたします。

金丸和史議員。

○29番（金丸和史君） では、決算認定について質問をさせていただきます。

会議案の6ページになります。2問とも6ページになるかと思いますが、1問目は、歳入歳出差引残高が3億3,159万7,727円ということで残額が出ているわけですが、これ、広域連合の規約に基づいて、市町村の負担金が主な収入となっているわけですが、ほとんど今言った市町村からの負担金ということですので、この残額をどのよ

うに処分すべきかということになれば、本来であれば返還とすべきではないかというような意見があるかと思いますが、どのような方針でこの残高を処分されるのか、その点について伺いたいと思います。

2点目ですね。今度は同じページで1款の議会費の不用額が出ているわけですが、141万6,887円。どのような理由によってこれが発生したのか。この2点について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 金丸議員の質問の1点目でございますが、歳入歳出差引残高の処分方針についてのご質問でございます。

広域連合の共通経費につきましては、国庫支出金を除きまして、構成市町村の負担金により賄われておるところでございます。これを踏まえまして、決算剰余金が生じた場合には翌年度に繰り越して、翌年度の市町村の負担金と調整するということが考えられるところでございます。しかし、制度施行後間もない当広域連合の現状では、当初予算に計上されていない経費が、年度途中において急遽生ずるような場合もありまして、これらに適切かつ速やかに対応するためには、一部を基金として積み立て、その補正予算の財源として活用するような必要性も考えられるところでございます。

今後、この剰余金の取扱いにつきましては、2月定例会での処分に向けまして、地方自治法などの規定をも踏まえまして、構成市町村と十分協議の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目でございます。議会費において不用額141万円余りが発生したわけですが、その理由ということでございます。

主なものにつきましてご説明いたしますと、1つには、議員報酬につきまして、議会の開催日数を4日間と見込み予算計上しておったところですが、実績が3日間であったため、約70万円の不用額が発生したものでございます。また、2つ目といたしまして、使用料及び賃借料につきまして、議会会場等使用料で執行残が約28万円生じたことなどによるものでございます。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 金丸和史議員。

○29番（金丸和史君） ちょっと再度質問をしたい点がございますので、2問目の議会費の不用額については理由は承知いたしましたので、今後とも節減に努めていただければというふうに思いますので。

戻って1問目のほうの再質問、歳入歳出差引残額の処分方針についてなんですけれども、私も返還ということになれば、19年度というのはどこも決算認定が終わりつつ、多分どの議会でも決算が市町村の議会において今審議中、あるいはもう終わったところもあるだろうと思いますので、返還というのはちょっと難しいのかなという、19年度については難しくなるのかなという気がしております、答弁にあったとおり平成21年度予算において調整をする、あるいは基金条例を制定をして積み立てをする、いずれかの選択になるというのは想定できる場所であったわけですが、これ、今後の状況に応じては、例えば規約を見直しをするとか、そういったことも考えられるかなというところがありますので、第1回目というか、本当にこの処分については慎重に考えていかなければいけない。今後に影響するのではないかなということで、先ほど答弁があったように、平成21年度については基金に積み立てるのが現実的なのかなというふうには考えておるんですが、そういった形で、この後期高齢者広域連合の今後の運営方針に大きく影響してくる内容ではないかな。本来であれば規約をつくるときに、その方針まで議会で決めておけばよかったのかもしれないんですけども、そういったことがなされていなかったという状況ですので、そういったことがありますので、十分に留意をして考えていく必要があるお金かなという気がしておりますので、一定のルールづくりをぜひ考えていただきたいと思っておりますが、その点について質問して、これで終わりたいと思います。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えします。

金丸議員がおっしゃられましたように、この剰余金の取扱いにつきましては、今後の広域連合の運営に深く関わるものでございますので、その一定のルールづくりにつきましては先ほど申し上げたところでございますけれども、広域連合の円滑な事業運営に柔軟に対応できる、それとともに構成市町村さんにもご迷惑をかけないような方法につきまして十分検討いたしまして、今後取扱いを定めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 金丸和史議員の質疑を終わります。

質疑を続けます。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 芝山町の萩原弘幸でございます。

それでは、議案の第1号について3点ほど質問をいたします。

第1点は、平成19年度の一般会計の予算現額が28億7,800万円に対しまして、歳入決算額が21億7,500万、歳出決算額が18億4,400万ということでありまして、そのうち何と不用額が10億3,400万生じておるということでもありますね。まずお聞きしたいのは、この決算状況について、執行者としてどう認識をされているのかという点をお聞きすると同時に、さらに多額の不用額を生じた理由についてお聞きをいたします。

次に、決算剰余金の会計上の処理についてでありますけれども、今、前段でも29番議員さんから類似の質問があったわけですが、歳入歳出の差引総額が3億3,100万でありますね。このうち2億円については、平成20年度の一般会計の総務管理費に繰り出しがされているかと思うんですけれども、残る金額についても非常に多額でありまして、これを会計上どう処理をしていくのかというのが2点目でございます。

3点目について、19年度事業の行政効果についてお尋ねをいたすわけですが、この後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々を世界でも例を見ない別枠の保険に囲い込んで、そして差別医療、そして保険料の年金からの天引きと、まさにうば捨て山の現代版とも言える制度であります。この制度に対して、県内だけでも後期高齢者医療審議会に既に184件の不服審査が請求をされておるという状況のもとで、この19年の会計年度、言いかえれば本年4月の制度実施に向けての準備とも言える事務事業であったかと思うんですけれども、いわばこの会計年度が県民の皆さんの十分な理解が得られたのかどうかですね。その辺の行政効果についてお伺いをいたします。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 私からは2点目と3点目の2点につきましてお答え申し上げます。

2点目の決算剰余金の処分の関係でございますが、先ほどの金丸議員さんへのご答弁と同じ内容でございますが、広域連合の共通経費が負担金で賄われている点を踏まえ

ば、決算剰余金が生じた場合は翌年度に繰り越しし、当該年度の市町村の負担金と調整することも考えられます。また、制度施行後間もない現状では、当初予算に計上されていない経費が急遽生じる場合もございますので、これに適切に、かつ速やかに対応するためには、一部を基金に積み立てる、それを補正の財源とするというようなことも考えられます。

今後、剰余金の取扱いにつきまして、2月定例会での処分に向けまして十分検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の制度の根本的な問題につきまして、事務事業の中で県民の理解が十分得られたのかというようなご質問であるかと存じますが、広域連合では、後期高齢者医療制度の発足に当たりまして、被保険者の皆様に制度をご理解いただくことが最も重要であると考えまして、各種広報媒体を活用いたしまして重点的な広報に努めたところでございます。具体的に例を挙げますと、例えば本年3月の被保険者証の発送の際には制度のご案内の小冊子を同封するとともに、広域連合だよりの1から3号までをセットにいたしまして、被保険者50万人の皆様に対しまして直接広域連合から郵送したところでございます。また、ホームページにおいても制度の周知等に取り組んでまいりました。

制度施行直後、4月から5月にかけては、全国的な混乱の中、当広域連合や県内市町村にも問い合わせなどが多く寄せられたところでございますが、最近ではそれも大幅に減少しておりまして、本年度における広報も相まって、被保険者や県民の皆様からご理解を得られてきたものではないかと認識しておるところでございます。今後とも、被保険者や県民の皆様に関わりやすくお伝えいたしましてご理解いただくことが肝要でございますので、市町村と緊密な連携を図りながら鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。1点目につきましては総務課長からお答えいたします。

○議長（中島賢治君） 総務課長。

○総務課長（鵜沢広行君） それでは、私からは、1点目のご質問の予算現額に対して約10億円もの多額の不用額が生じている理由、及びそのことについてどのように考えるかという点についてお答えいたします。

まず、予算現額に対して多額の不用額が生じている理由でございますが、項目ごとに主なものについてご説明いたします。

需用費につきましては、被保険者証送付時に同封しますパンフレットの作成単価が予

算に対し実績が大幅に下回ったこと等により、約2,000万円の不用額が生じたものでございます。

役務費につきましては、被保険者証及び広域連合だより等の郵便料が大量発送による割引適用などで大幅に節減が図られたことにより、約9,500万円の不用額が生じたものでございます。

続きまして、委託料につきましては、当初予定されておりました標準システムの改修が遅れたこと等により、約9,400万円の不用額が生じたものです。

続きまして、使用料及び賃借料につきましては、電算機器の賃貸借契約により約3,200万円の不用額が生じたものでございます。

最後に、負担金、補助及び交付金につきましては、派遣職員の人件費といたしましての負担金が見込みを下回ったことにより、約3,800万円の不用額が生じたものでございます。

次に、この約10億円の不用額について、どのように考えるかということですが、この10億円といえますのは予算額の約3分の1に相当するわけですが、この10億円のうち臨時特例基金積立金の不用額が約7億3,000万円と全体の約71%を占めております。この臨時特例基金積立金の不用額が発生した理由につきましては、国に対して約19億円ということで交付申請をいたしましたところ、調整率がその後かかりまして、約12億円ということで交付決定がなされたためでございます。その他、約3億円の不用額の発生理由につきましては、入札差金など執行段階での経費節減の成果等というふうに考えております。

以上です。

○議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 最少の予算で最大の行政効果を求めると、これが行政執行上の、私は基本じゃないかと思うんですね。そういう中で執行額が下がったと。じゃ、それだけのやはり少ない予算で行政効果が得られたのかということと、まさしく私はずさんな会計処理、こう指摘をせざるを得ません。私も町議会はもとより、また病院議会、あるいは民間の決算に携わってまいりましたけれども、これほど剰余金を生み出す、不用額を生み出す、たとえ初年度であれ、まさしく行政の役割を果たしていないという点を指摘を申し上げたいと思います。

それから、今、決算剰余金の処理でありますけれども、これについては地方財政法が

ら、剰余金が生じた場合については、繰越額の2分の1を下らない金額を積み立てるか、あるいは財政調整基金を設けて、翌年度に繰り越さないで、その基金に編入すると、これが地方財政法の一つの制度であると思うんですけれども、先ほど来、それを検討中だということでありましてけれども、いずれこれだけの、やはり繰越額が出ちゃう。本来、会計上、単年度会計であるのが本来でありますけれども、これはさまざまな補助金を含めての、いわば予測がつかない部分があるから、最少の繰越額は、これはやむを得ないとして、これだけの繰越額が生ずるとするのは、私、異常な状況じゃないのか、こう思うんですね。

先般来、事務レベルの会議の中で、これだけ今構成団体の財政が苦しい中で不用額を、あるいは剰余金を生み出すのであれば、それは返還すべきじゃないかと、こういう指摘もあったようですけれども、その辺についてはどう判断されているのかお聞きをします。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） ご答弁いたします。

今、ご質問にもございましたように、市町村の担当課長会議の中などでもいろいろ意見がございまして、市町村財政が厳しい折、剰余金として繰り越して翌年度で精算すべきでないかとかいうようなお話もございましたし、また、今ご質問にもありましたように、地方財政法では剰余金の2分の1以上を翌々年度までに積み立てなければいけないという地方財政法の規定もございまして。その辺で、私どもとしまして、この取扱いにつきましては今後さらに市町村の皆様といろいろご協議させていただきながら、先ほどの答弁でも申し上げたところでございますが、よりよい方向性を2月定例会に向けて見出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 最後ですけれども、制度の周知事業に4,300万ほど支出、執行されております。本来ですと、これだけの広報をすると、県民の皆さんからある一定の理解が得られると私は判断するわけですけれども、その制度が周知されればされるほど、県民の不安とか不満が募ってくるというのがこの制度であり、また県民の考えだと思うんですよ。どうなんですかね。これ、広報紙についても非常に不用額が出ているんですね。その辺を判断して、周知徹底すれば徹底するほど不満が出るから予算額を使わ

ないで残しておいたと、こんなことはないですか。

○議長（中島賢治君） 以上、3回目でよろしいですね。

答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 質問のご趣旨がよくあれなんですが、周知を図れば不満が募るので、しないで不用額を残したというようなご趣旨というふうに解釈いたしますと、そうではもちろんございませんで、すべき周知をいたしまして、やはりご理解をいただくということが一番重要なことであると考えておりまして、そのためには広報は欠くべからざるものでございますから、必要なものは行いまして、そしてこの不用額は、その結果生じました執行残という形でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の質疑を終わります。

質疑を続けます。

宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） 私の方からは、3人目になるものですから、大分ダブった質疑になります。先順位者に対してのご答弁があるものについては省略をしていただいて結構でございますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目でございます。決算認定についてでありますけれども、市町村からの負担金の内訳。この負担金で、基本的にはこの会計はすべてを賄われているということですが、細かい組み立てといたしますか、広域連合の規約に基づいた組み立てをご答弁願いたいと思います。

それから、今後の見込みについて若干、先順位者に対しての答弁の中では触れられておりましたけれども、その点、ほかにございましたらよろしく願いをしたいと思いません。

それから、歳出の方ですけれども、すみません。その前にもう一つ歳入の点で、国庫支出金の問題がありますね。この中で、この使われ方について先順位者にも答弁をされておりますけれども、ダブっていないところございましたらよろしく願いをしたいと思いません。

それと、歳出についてですけれども、不用額については先順位者のほうも大分詳しくというか、細かく質疑をされて、答弁の方もされております。1点だけお尋ねをしたい

と思いますが、要はパンフレット等の被保険者に対する周知でありますけれども、先ほどの質疑にもございましたように、確かにお金が余った。不用額については契約の仕方をうまくやられたということでの不用額だというふうにおっしゃられておりますけれども、大変利用者から、例えば千葉県で言えば約50万人の被保険者がいらっしゃるわけですが、その辺の周知のほうの、もう少し予算があるのだから、こうすればよかったというような事務局として内々でのお話がもしあれば、ご答弁よろしくお願いをしたいと思います。

それから、もう一つ、システム費でありますけれども、大変今回、政府与党の方の方針が国民の、あるいは利用者の被保険者の要望等を踏まえた形での変更がございました。その辺に対してのシステム変更費等があったかと思うんですが、今後もまた今回の国の方の関係から、予算がといいますよりも、どう素早く対応できるかという、その広域連合の体制についてお考えをよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） お答えいたします。

まず、1点目の負担金の関係でございますが、その組み立てについてということでございますけれども、広域連合への市町村からの負担金につきましては、医療給付費を除く共通の経費に充てるため、広域連合規約に基づきまして、その総額を均等割が10%、高齢者人口割が50%、人口割が40%で案分した金額を各構成市町村にご負担していただいております。19年度の負担金総額は約9億2,000万円でございますが、その内訳といたしましては、例えば千葉市さんですと1億1,600万、また本埜村さんですと約290万円と、先ほどの高齢者人口割や人口割等に比例しまして、金額は様々なものになっておるところでございます。当然その全額が納付済みとなっております。

今後の見込みというご質問でございますが、今後の見込みにつきまして、この負担金の構成割合という形になるかとは思いますが、これにつきましては規約で定まっておるところでございますので、今後もこのような割合でお願いする形になるかというふうに考えておるところでございます。

続きまして、国庫支出金12億5,000万円の内訳、使途でございますけれども、国庫支出金の内訳は、臨時特例基金交付金が12億500万、老人医療費適正化推進費補助金が

4,500万、いずれも約でございますが、このような内訳になっております。臨時特例基金交付金につきましては、被用者保険の被扶養者だった方が当制度へ移行することによりまして、負担する保険料を20年度につきまして激変緩和するための財源、及びこの措置に係る啓発関係の経費でございます。その全額を臨時特例基金積立金の造成費用に充てたところでございます。

また、老人医療費適正化推進費補助金でございますが、当連合の電算システムの主に外字同定作業などのシステムの修正、またシステムに係るサーバールームの構築等に充てておるところでございます。

それから、3点目のパンフレットなど周知でございますが、こういうふうになればよかったのではないかという点があればというご質問でございますが、先ほども少し触れたところでございますが、3月上旬に私どもが独自のポスターを作成し、医療機関とか市町村などにお配りいたしました。また、3月中旬には被保険者証の送付に当たりまして、制度解説用のリーフレットを同封したところでございます。また、3月下旬ではございますが、広域連合だよりを3号まとめて全被保険者に対しまして、直接広域連合から送付いたしましたところでございます。このように、広域連合といたしましては、その時点では、できる限りの広報をしたというふうに考えておるところでございます。

それから、4点目のシステム変更の関係の経費の関係で、今後どういうふうになれば素早く対応できるのかというようなご質問であるかと思えます。

国から配付されました広域連合の標準システムにつきましては、その当初配付されたものだけではなかなかうまく働かずに、本年度に入っても修正、修正という形で、その各広域連合の中でそういうものが発見される都度、修正のシステムが配付されまして、それを当方のシステムに当ててエラー等をつぶしていくと、そういうような作業がなされておるわけでございます。私どもとしては、そういうような形でできるだけ修正のないようにという形で、先般も国に対してシステム関係の要望をいたしましたし、また職員も、そのシステムに関連して被保険者の皆様にできるだけご迷惑をかけないように、エラー等の発生の都度、随時残業等をやりまして短時間で処理するように努めておるところでございます。今後もそういうような形で、システムが安定するまで努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。もう一回だけ質問をさせていただきたいと思います。

ある程度、もう答弁のほうは出尽くしている部分もあるのかなというふうに拝察をいたしますけれども、ここに決算審査の意見書がございますね、4ページ。この中で、決算審査をされた委員の方から、私が注視するところ、この2点ございますけれども、先ほど質疑をいたしました、被保険者である56市町村の負担金でこの財政は賄われているということから、ここに書いてございます被保険者数の確実な把握、必要不可欠であるというふうに指摘をされております。これは私のほうから再質問は避けませけれども、この辺、大変なことだろうなというふうに1点は思います。

それから、これは再質問でありますけれども、先ほど質問をいたしました広報の不足によって、いろいろ千葉県だけではございませんけれども、全国的に不安ですとか不満ですとか不信ですとか、いろいろマスコミ等でもたたかれた、この後期高齢者の制度であります。今回のこの決算から、今、局長のほうでご答弁をされましたけれども、いまいち今後、例えば平成20年度、あるいは21年度、制度の利用者にとってより良くということが基本原則でありますけれども、いろいろ変革していく中で、特に利用者が、どう言ったらいいんですかね、わかりづらいとか不安が募るとかということがあろうかと思うんです。その辺を千葉県のこの広域連合では、広報によって、先ほど局長のご答弁からすれば詳しくPRをする、周知をするということだというふうに思いますけれども、再度、先ほどのご答弁を踏まえた上で、安心してこの後期高齢者医療制度が、特にこの千葉県においては、被保険者に対してこれだけ安全ですよ、こういうふうに後期高齢者の広域連合は利用者の皆さんに対して考えていますよというようなことを安心できるような広報を、もちろん我々議員、56市町村の議員もしてもらいたいというのはありますけれども、再度その辺のご見解を局長よりお願いをしたいと思います。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 被保険者の皆様が安心できるような広報についての見解ということでございますが、19年度は先ほど申し上げたとおりでございますが、20年度に入りましても、いろいろな制度改正等が大変なされてきておるところでございます。これはさらに21年度にかけても国の検討委員会などもできて検討を始めましたので、またさらに制度も変わっていく可能性もございます。私どもとしては、先ほども申し上げました

ように、まずご理解をしていただくことが一番大切でありますので、今年度の広報、それからまた来年度の広報を考えるに当たっても、できるだけ高齢者の方々にわかりやすいような文言表現、それから文書の表現方法、それから手段、そういうようなものをそれぞれの広報の際に工夫いたしまして、それでまた、これは市町村の方にもご協力いただく形になるかと思うんですけれども、物を見るよりは直接お話しになってご説明を受ける方が、より理解しやすいというふうに考えておりますので、市町村の皆さんには、いろいろお忙しいところではあるかと思うんですけれども、今後もそういう形でご理解を進めるためのご協力を、さらにお願いをしていきたいというようなことで考えておるところでございます。

余り体系立てて申し上げられないところがございますが、他にもご要望があれば、広域連合からも伺いたしまして講習会をやるとか、また、ホームページも来年度につきましては、より見やすいものとして改修を今現在考えて予算を検討しております。そういうようなことで、できるだけご理解をいただくような内容に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員の質疑を終わります。

質疑を続けます。

大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎君） 匝瑳市の大木傳一郎です。

議案第1号の19年度決算認定について若干伺いたいと思います。

まず第1に、決算認定に当たっての議員に対する資料の配付が極めて少ない。やはりこれは全国的な広域連合の議会の状況も踏まえ、これから改善していただきたい。議員の皆さんに親切丁寧な資料の配付を求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、19年度の事業運営から県民の世論、批判をどう受けとめ、次年度に生かすかという問題で伺いたいと思うんですが、1つ、19年度の問い合わせ件数。市町村に対して、それと連合の窓口、それから各市町村からの問い合わせ等、さきの議会では4月に1カ月で8万件の問い合わせがあったという答弁がありました。お答えください。

それから、県下の56の市町村議会での、この後期高齢者医療制度に対する廃止、あるいは見直しの意見書、決議、この実態の調書をご報告いただきたいと思います。全国で

は600を超える決議がなされております。

それから、次に、制度に対する批判、廃止を求める声というのが、全国の40前後の医師会、あるいは老人クラブ、廃止を要望しています。世論も約7割が廃止賛成です。このような状況の中で、その状況を、県内状況をどう把握しているか伺いたいと思います。

次に、マスコミや医師会や医療団体、老人クラブ、社会保障推進会議、労働団体など各種団体の中でのこの制度に対する意見はどのように感じているか。それらの意見集約というのは事業運営にとって極めて重大です。その点、どのように把握されてきているか。

次に、後期高齢者医療制度に対する条例20条の5、独自の減免の策定についてですが、これについては広域連合として、私の質問に対して整備したい、統一的対応をしたいと、こう答弁しています。19年度の中でどのような検討、準備が進められているか伺いたいと思います。

次に、県民の声を聞く場として医療懇談会、現在9人ですか。この増員、あるいは公募による増員等、この19年度事業からの教訓として、住民の県民の高齢者の意見をどう意見集約するか。その点での拡充について伺いたいと思います。北海道は5人公募しています。さらに10人に拡大を検討しているわけです。千葉県ももっと前向きに対応すべきではないか。

それから、医療保険者の意見を聞く会について、県医師会等々の3医師会、あるいは看護協会等、それに加えて医療団体である保険医協会、あるいは民医連、こういうところの団体の代表も加えて、この制度に対する意見集約をしたらどうかというふうに思うんですが、その辺は検討の余地はあるのかどうか。

それから、次に、コールセンター、あるいはアンケートの実施、予算が随分余っているわけですから、この19年度に高齢者や県民の意見を聞く場をどう拡充しようとして検討されてきたか伺いたい。広域連合の方では必要があれば考えたいというふうに答弁しているわけですから、どういうことを検討されているか伺いたいと思います。

次に、市町村負担金の問題点と改善見直しについて伺いたいと思うんですが、まず均等割が10%です。議長の所属する千葉市の場合、94万人ですか。片や一番少ないところで神崎町で6,600人。そうすると142倍の格差があるわけです。こういう状況の中で、小さな市や町に10%という負担がのしかかってくる。これで果たしていいのかどうか。是正をすべきではないか。他県ではゼロのところもあります。

それから、不均一課税について、6年間で終わりにするというふうになってはいますが、この19年度の中でのいわゆる関係市民の1人当たりの医療費の実態を、19年度段階での調査の結果を明らかにしていただきたい。

次に、議会関係で、やはり兼任は避けるべきだ。議会事務局長は専任であるべきだ。でないと、先ほど冒頭私が壇上で発言したとおりの議会の状況になってしまう。特に私の聞きたいのは、会議料のホテル使用料。さっき1回やらなかったので28万円剰余金が出たと。そうすると大体1回当たり、1日当たり28万円前後かかるということですか。その点について、3回のホテル使用料の実態を明らかにしていただきたい。

次に、一般管理費について、不用額約1億、システム開発が遅れていました。これは契約上は問題ないのでしょうか。伺いたいと思います。

それから、電子計算機関係委託料8,940万、その内容と入札の実態をご報告をいただきたいと思います。

以上、答弁漏れのないように、答弁もはっきりした言葉でお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 余りにも多岐にわたる質問でございますので、はっきりしたご答弁がこの決算認定に関連してできるかどうかはわかりませんが、逐次ご答弁させていただきます。

まず1点目、決算認定に当たり資料の配付が少ないということでございますが、本日お配りいたしましてありますように、施策の成果説明書、それからまた監査委員さんの意見書等、必要なものはお配りしてあるというふうに考えております。

問い合わせ件数につきましては、後ほどご答弁いたします。

それから、見直しの決議等が行われておるということで、それに対してどういうふうに考えるかということでございますが、決議をされておられるところはあることは存じておりますが、どの団体でどういう内容だということは、こちらとしても把握しておらないところでございます。いろいろなご意見があるかと思いますが、当後期高齢者医療制度につきましては現時点で必要なものというふうに考えて、私どもといたしましては的確で円滑な運営に心がける所存でございます。

それから、条例20条によります連合独自の減免でございますが、保険料の減免につき

ましては、本年度取扱要綱を制定いたしまして、既にその要綱に基づきまして申請等を受け付けておるところでございます。

それから、懇談会の拡充、そしてまた公募しないのかということでございますが、私どもとしましては、現在の構成によりまして、いろいろなご意見はお聞かせいただけておるものというふうに考えておりまして、公募をする予定はございません。

それから、コールセンターの設置とかアンケートの実施等についてどう考えるのかというご質問でございますが、コールセンターにつきましては、いわゆるコールセンターというものがどのようなものかというところは、いろいろコールセンターの定義づけ、やり方はあるかと思いますが、私どもは保険料の正式決定とか、また年金からの天引きとか、そういう節目節目の時期につきましては、職員を当番を決めまして、その当番が専門でそのお問い合わせに応ずるという形で、ある意味コールセンターという形でとらえまして、よりご理解をいただくようご説明等を申し上げておるところでございます。

それから、市町村の負担金の関係でございますが、10%という負担金の均等割の額が高過ぎるのではないかとということでございます。この負担金の算定につきましては広域連合規約で定まっております、その規約は各構成市町村さんの議会でいろいろご議論をいただいた上で議決いただいたものでございます。私どもとしては10%で適切な率ではないかというふうに考えておるところでございます。確かに他県ではゼロというところもあるとは聞いておりますけれども、逆に10%を設定しているところは40都道府県ほどございます。そういう状況もございます。

それから、最後でございますが、不均一課税の関係で、19年度の医療費をどのように把握しておるのかというようなご質問かと思いますが、20年度から医療の給付が始まりましたので、その動向につきましては、今後分析をさらに進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 答弁漏れはございませんか。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 続きまして、失礼しました。答弁漏れがございまして、議会の会場の関係でございます。例えばこの施設でございますが、オークラ千葉ホテル、市町村共済の施設でございます。そういうことから、私どものこの会議につきましては割引がございます。例えば前回、2回目ですか、こちらでやったときのものがございます。

が、トータルで約16万ほどの経費がかかっておるところでございます。先般、夏に臨時会をやりました千葉市のきぼ一という施設では、これは駐車場使用料なども含めると約15万ほどかかる。駐車場使用料が半分として計算したのでございますけれども、そういうことで、こちらのオークラについてはそういうものはかからないわけでございますから、トータルで比べてみますとほぼ同様の額というふうに考えておりました、私どもとしましては、その都度より廉価な開催場所を探しながらやっておるわけでございますけれども、どうしても人数、議員数が56名という形で非常に多くなっておりますので、会場としても大きなものが必要になるということになりますと、どうしてもこういうところもその対象にならざるを得ないというところでご理解いただきたいと思っております。

それから、もう一点でございますが、4月以降の問い合わせの件数でございます。4月から10月までの間で広域連合に約5,500件ほどのいろいろなお問い合わせがあったところでございます。

〔「市町村はわからないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） 2回目で、大木議員、お願いします。市町村は結構です。

○局長（宇佐美 誠君） よろしゅうございますか。以上でございます。

○議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎君） 今、議長さんお話しのように、市町村別の問い合わせ件数のトータルを出していただきたいというふうに思います。

それから、全県の各議会の様子を把握していないというのは、これはとんでもない話だと思っております。議会を軽視している証拠だと思っております。ぜひ、今からでも遅くないので、各議会の決議の実態、状況を把握して事業運営に当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それとあわせて、県内の各種団体、医師会、老人クラブ等々各種団体の動向の把握、これをぜひ求めたいと思っております。この点では答弁漏れがありますので、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、一般管理費の委託費関係、いわゆる電子計算機関係の答弁がありませんでした。これについてはぜひご答弁をいただきたい。とりわけ監査委員の指摘の中で、一部に改善すべき事項等が見られたと、こう書いてあるんです。これはどういうことなんでしょうか。以上、お答えください。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） まず、先ほど答弁漏れがありました市町村ごとの苦情等の相談、苦情等のお問い合わせの状況でございますけれども、これにつきましては4月分だけでございますけれども、総累計で7万6,000ほどでございます。

それから、議会の様子を把握すべきではないかというようなご意見であったかとは思いますが、各市町村から、本日の56市町村から、この広域連合議会の議員の皆様がお集まりいただいておりますので、これらの議論の中で、そのような各市町村、議会段階でのご意見も出てくるというふうに考えておるところでございます。広域連合としては現時点ではそのような形で把握する予定はございません。

それからまた、各種団体、医師会等の動向の把握ということでございますけれども、これにつきましては、今後必要に応じまして把握することを、把握の仕方などいろいろあるかと思っておりますから、それを検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、システム関係の経費につきましては、総務課長のほうからご説明します。

○議長（中島賢治君） 総務課長。

○総務課長（鵜沢広行君） システムの遅れに関するご質問について答弁いたします。

委託料のところですが、システムの遅れが原因で不用額が出ておりますが、これについて問題がないかというご質問ですが、これにつきましては確かに遅れておりますが、契約締結までは至っておりませんので、特段問題はないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎君） 事務局が今、一番大事なところが私は欠如していると思うんです。いわゆる議会、県内56のうち10の市町村議会で、この制度に対する廃止、もしくは見直し、こういうことを決議しているわけです。関係機関に意見書を出しているわけです。そういうことの県民の声、ましてやここに参加されている議員の皆さんが参加している議会で、そういう決議をしているわけですから、そういうものを無視して、それを把握しないというのは甚だひどい事業運営だと思うんです。これはぜひ丁寧に、綿密に、詳細に把握していただきたいと、このように思います。

それから、答弁漏れがあるのでちょっと伺いたいと思うんですが、いわゆる不均一賦課、匝瑳市も入っているわけですが、この不均一賦課の中で計算上どれだけ負担

軽減になっているかと。20%以上低いところは軽減措置をするわけですね。15%から20%医療費が安いところもあるわけですよ、特に東総地域では。これがあと6年後になってしまうと均衡化されてしまう。医療費は安い、負担は重くなるという、そういう現象になるわけですよ。やはり医療費の安いところは、いわゆる予防医療とか早期発見、いろいろな行政の力によって医療費が軽減されているわけですから、そのための負担軽減をやるべきだと。その実態をご報告をいただきたいというふうに思います。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 保険料の関係でございますが、旭市、匝瑳市、東庄町、芝山町につきましては、県内統一の保険料額、均等割、所得割、いずれも例えば匝瑳市につきましては均等割3万7,400円のところが3万2,800円、所得割7.12%のところが6.25%という形で、平成25年度まで、これは段階的に解消されていき、26年度からは一般と同じになるわけでございますが、こういう形で軽減がなされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 大木議員、3回終わっておりますし、また時間のほうが……。

答弁漏れはございませんか。

じゃ、議事を進めさせていただきます。

大木傳一郎議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、お願いいたします。

萩原弘幸議員。ご登壇願います。

○46番（萩原弘幸君） 46番、芝山町の萩原弘幸でございます。

議案の第1号、平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計の歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論を行います。

一昨年12月の私どもの芝山町の定例会に、千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する提案がございました。その提案について、私、4つの視点から質問をいたしましたわけですが、その1つは、広域連合の行政上の役割ですね。さらには、この後期高齢者医療制度の必要性について答弁を求めたわけですが、その中で執行者からは、まさにマニュアルどおりと申しましょうか、高齢化が進む中で保険財政基盤の安定のために

この制度は必要なんだと、また、その行政事務を行うのが広域連合であると、こういう答弁をいただいたわけでございますけれども、この後期高齢者医療制度の制度設計を出した厚生労働省の社会保障審議会、こういう部署があるんですけれども、この後期高齢者医療のあり方に関する特別部会、ここで、後期高齢者の特性として、まず第1点は老化を伴う治療の長期化ですね。これは当然だと思うんですね。高齢者になれば病気にかかっても非常に治りにくいとか、治療に時間がかかる。当然のことだと思うんですけれども、そして2つ目が、多くの高齢者に認知症の問題が見られる。私ももう既に前期高齢者なんですけれども、非常に物忘れが今ひどくなっているということですから、75歳を過ぎればそういう現象は当然出てくる。これは当たり前のことだと思うんですね。問題なのは、いずれこの方々は避けることのできない死を迎える。死んでしまうんだと、これがいわば専門部会、特別部会で示された3点なんです。まさに医療にお金をかけても、こういう方々はやがて死んでしまうんだという、こういう、まさしく高齢者をお粗末にする、いわば邪魔者扱いにする、これが私はこの後期高齢者医療制度の本質であると思うんですね。そのために、75歳でいわば年齢区分して、そして保険料負担を我慢するのか、それとも医療の負担を我慢するのか。2つに1つなんだと、こういう制度を押しつけた。

これはもともと、いわば小泉内閣当時、今、よくマスコミでも話題になっておりますけれども、小泉流の弱肉強食の、こういう政治のもとで生まれた制度であるということが言えると思うんですね。その問題の保険財政基盤なんですけれども、非常に介護保険制度、皆さんももう既にご承知かと思うんですけれども、介護保険制度と酷似、非常に似ておるんですね。介護保険も保険料については年金から天引きをされてしまう。この後期高齢者医療制度についても保険料は年金から、概ね対象者の8割が年金から天引きをされてしまうということですね。

それで一番問題なのは、保険料負担と給付が連動しているということですね。ですから、言いかえれば、いわば給付が増えれば保険料が上がると、こういうことで、これは介護保険の場合には、3年に1度見直しを行うわけなんですけれども、この後期高齢者は2年に1度保険料について見直すと、こういうことであるわけですね。いずれにしろ、この後期高齢者広域連合が、構成市町村から19年度については9億2,000万の負担を求めて、そして今申し上げた、75歳以上の方々をうば捨て山行きのバスに乗せて今走っているということだと思うんですね。

私がここで申し上げたいのは、概ね75歳以上の方、一般質問でもお聞きしたいと思うんですけども、48万人ぐらいということみたいですけども、本来広域連合の役割というのは、こういう方々の老後の安心、そして健康の保持、これに努めるのが私はこの広域連合の使命であるということで、その点を指摘し、この議案第1号については反対の立場から討論といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の討論を終わります。

討論を続けます。

宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） 市川から選出をさせていただいております宮田かつみでございます。

平成19年度の千葉県後期高齢者広域連合の一般会計の決算の認定につきまして、原案に賛成の立場から若干討論をさせていただきたいと思っております。

先ほどの先順位者の反対討論からもございましたように、世間の評価はまちまちでありますね。賛成の人、あるいは反対の人。私も、この後期高齢者の議員にさせていただきまして、ちょうどこの広報の中に56市町村の議員の名前が書いてありますね。そして、月に大体3名から、多いときで5名ぐらいでしょうか、いろいろ質問を受けます。直接電話がかかってきて、この後期高齢者の医療制度について意見をしたいとか、あるいは質問をして私の考えを聞きたいとか、こういう制度をこういうふうに直してもらいたいとか、こういうふうな制度だから、このまま推進してもらいたいという賛成論者の方も少なくありませんけれども、まちまちでございます。

そういう観点から、私としては、この決算の認定について、若干のご意見をさせていただくということで賛成討論とさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、19年度においては、本年の20年4月から本格スタートするための準備期間であったということはお承知のとおりであります。そして、この年度であるために事務経費に関わるものが主体であったというふうに私は認識をしております。

そして、その中で初めに歳出から入らせていただきたいと思いますけれども、歳出予算につきましては、議会費、そして総務費、予備費、基金の積立金の4款で構成をされておりますけれども、全体の予算が3割を占めております総務費に重きを置いているわけであります。

具体的には、第11節需用費、12節の役務費、第13節の委託費における先ほど来、質

疑が出ておりますけれども、大きく不用額が生じている。そして、需用費は消耗品費、役務費では通信運搬費において不用額が主なものであるというふうに私は認識をしておりますが、これは当初予算の時点において、広域連合と市町村の役割分担がはっきりしていなかったということも言えるのではないかと。例えば消耗品費等の予算執行に当たっては一括購入を行う等の効率的な予算執行を行ったこと、そして、制度改正に備えての予算が、結果的には予算執行を伴わなかったことに生じたものと認識をしております。そして、制度の開始直前の全国的な混乱状況を考えますと、概ね妥当に進められてきたというふうな考え方として、私は言えるのではないかとこのように思っております。

それから、委託費につきましても、電算関係の費用について数字が大きくなっておりますけれども、業者選定に当たっても事務局において適正な選定をし、そして効率的な予算の執行を行ったものと考えているわけであります。

それから、歳出予算については以上でありますけれども、歳入についてであります。

広域連合においては、先ほど質疑でもさせていただきましたように、市町村の財政状況とは異なって、ほとんど自主財源がない。先ほどの質疑からもさせていただきましたように、市町村からの負担金をもって事業運営が行われている。そして、言いかえれば、この構成団体である市町村からの税金により事業運営をしているわけでありましてけれども、歳入の1款の分担金及び負担金が歳入の主要構成となっていることで適正に収納されているというふうに、先ほどの答弁からも認識をさせていただきました。

そして、その他の第5款国庫支出金においては適正に収納されているということで、補正予算で補助金が見込まれたことから、補正予算の適用を行われ、前回の臨時会でご承認をいただいたことだということふうに認識をされていることでもあります。

これらの状況から、歳入の予算につきましても適正な事務処理がなされたという認識ができますので、私といたしましては、平成19年度の後期高齢者の医療連合の一般会計決算につきましても賛成させていただきたいというふうに思っております。

それから、若干の要望を申し上げたいというふうに思っておりますけれども、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、広域連合の市町村からの負担金をもとに事業運営はされているわけでありましてけれども、より効果的に、そして計画的に、先ほどの局長のご答弁にもありましたように、制度の改正がこれから若干行われるというふうに認識はしておりますけれども、その改正された都度、広域連合が敏速に対応していただいて、そしてこの56市町村の各々の被保険者に対して不安ですとか不満ですとか、

そういう声が極力上がらないような形での対応と、そして大変厳しい世の中の状況でありますけれども、この自治体においても人員の削減であるとか、いわゆるリストラと言われる中で行政が財政運営を行わざるを得ない状況の中で、この広域連合の医療制度を一人でも多くの方に理解をしていただいて、そして持続可能な医療制度が確立できるようなことを願ひまして、賛成討論とさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員の討論を終わります。

討論を続けます。

大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎君） 議案第1号の平成19年度の千葉県広域連合の決算について反対の討論を行います。

まず第1に、今度のこの決算というのは、全国的に渦巻くこの制度に対する批判、問題、これを準備し、定着するための予算執行を行い、その決算であります。そのために県連合は、政府の下請機関というのか下部機関的な、まさに自治権を放棄したに等しいような、県民にこの制度を押しつける、そういう決算だということがまず第1点です。

次に、第2点として、政府も認めているように、舛添大臣も75歳の県単位の専用バスということで、何か不満を述べられる県民の声、国民の声を漫画みたいに書いてあるのがありましたけれども、いわゆるそういう政府自身が認めた問題の解決に対応が弱いということです。

第3に、県民の意見や批判を酌み取る体制が全く不十分。先ほどの質疑の中でも明らかのように、各県内の56の市町村の議会でのこの問題の議論を真摯に受けとめるということが、広域連合として初歩的な責務です。それもやらないというふうに答弁するという、全くお粗末な、そういう政治姿勢であってはならないということです。あるいは、医療の問題で県民の各界各層の意見を聞く会、そういうものの拡充についても極めて消極的です。こういうような状況が続けば、全国では国民の批判が高まっている中で、どんどんそういうような拡充を行っているわけです。千葉県だけが取り残されるという状況をつくり出すことになる。極めてゆゆしき事態だと。

次に、もう一つは、それに加えて議会事務局長が兼任と、これだけ重大な制度を議論するこの議会に専任の議会事務局長がない。執行部と兼任、なあなあと。まさに議会が形骸化する、形式化する。結果的には何でもよかろう、何でも賛成という議会になり

かねない、大変な深刻な議会制民主主義の危機がここにあるということを指摘したいと思うんです。

第5として、この後期高齢者医療制度は、やはり廃止しかないということです。その基本姿勢が全くないんです。県民の声を聞かないわけですから、県内の議会の様子を聞かないわけですから。「こんなに保険料を取られたらとても生きていけない」「長生きは罪なのですか」。後期高齢者医療制度が日本列島を今揺るがしているわけです。怒りがわき起こっているわけです。こういう大きな批判の前に、政府与党は説明不足だったなどと言いわけしたり、見直しなどと言い出していますが、しかし、政府が説明すればするほど国民の不安や怒りが広まるばかりです。現代版のうば捨て山とも言われる血も涙もないこの制度の害悪を、制度の一部見直しで解決できるものではありません。ましてや憲法25条の生存権、憲法14条の法の下での平等、これを根底から踏みにじる稀代の高齢者差別法と言っても過言ではないと思います。これはもう撤廃するしかない。決算にはそのための財政支出は全くありません。この決算には医療費削減を目的にして75歳以上の高齢者を差別することを、それを是正しようとする対策、施策が全くないです。政府は、高齢者を別枠で医療保険に囲い込み、高い負担を押しつけ、診療報酬、医療の値段をも別立てにすることで安上がりな差別医療を押しつけるわけです。実際、厚労省の試算でも2025年には医療費全体の削減額3兆円のうち2兆円を、そして2025年では8兆円を削減、そのうち5兆円を75歳以上の年寄りから、高齢者から医療費削減で捻出しようとしている。そこから生まれた制度じゃないんですか。

後期高齢者医療制度などという制度をつくった国は、世界のどこを見てもないんですよ。この日本だけなんです。命と健康にかかわる医療に年齢で差別と高齢者への新たな負担増を持ち込む、長年社会に貢献してきた高齢者に苦しみを強いる。これほど人の道に反する制度はないと思うんです。

この決算には、第2に、この制度が存続すればするだけ、ますます苛酷な痛みを高齢者と国民に押しつけるということです。その立場に立った解決策、対応策がこの決算にはありません。保険料は天井知らずに値上げをされる。4月15日、そして10月にも天引きされた保険料額を見て憤りが高齢者の間に広がりました。4月には1日で8万件的苦情が、この千葉県でも苦情や問い合わせがあったと……

〔「決算についてやれよ」「議案から離れている」と呼ぶ者あり〕

○33番（大木傳一郎君） この決算に反対の理由を述べているわけです。

後期高齢者医療保険料は2年ごとに見直されて、75歳以上の人口がふえればふえるほど自動的に値上がりする仕組みになっています。長寿の人が増えるだけ保険料が値上げになるわけです。その上に医療技術の進歩などで1人当たりの医療給付費が増えれば、もっともっと値上げされる仕組みになっている。東京都では平均保険料が2年後に2万円、4年後には3万円の値上がりになると試算しています。千葉県ではどうですか。現在7万2,000円とされる全国平均の保険料は、75歳以上の1人当たりの医療保険給付費や人口が政府の予測どおりに増え続ければ、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には16万円にもなるんです。2倍以上に高騰する、保険料が。千葉では、じゃ、試算したんでしょうか。軽減もなく、軽減措置も検討されませんでした。保険料を年金天引きにしたのも、どんどん値上げしても取りはぐれのないようにするためです。年金を減らしながら保険料だけは有無を言わさず取り立てる、こんな強引な取り立てに高齢者の怒りと不信が広がるのは当然です。

差別医療が導入され、拡大される。75歳を超えたというだけで病気の予防から外来、入院、終末期まで、あらゆる場面でひどい差別医療が始まります。終末期と診断されたら延命治療は無駄とばかりに、本人や家族に延命治療は控え目という誓約書を書かせるための後期高齢者終末期相談支援料も導入されようとしています。いずれも75歳以上の人が対象です。後期高齢者医療制度と同時に療養病床を現在の35万床から16万床に大削減する計画も進められ、千葉県でも着々と準備が進んでいます。高齢者の病院追い出しがさらに加速されます。亡くなった後に支給される葬祭費まで、多くの地域で75歳を超えると減額されました。匝瑳市でも10万円から5万円になってしまいました。75歳になると国保組合から人間ドックへの補助金が出ない、国保施設の利用料の割引が受けられない。さまざまな分野で差別と負担増、サービスが切り捨てられています。

しかし、これはまだまだ初めの一步にすぎません。政府は後期高齢者だけの定額制包括払いの対象になる医療をさらに拡大して、後期高齢者が受診する医師を1人のかかりつけ医に限定し、複数の診療科を受診しにくくすることを検討している。政府は一層の高齢者への差別医療の拡大をねらっています。

皆さん、小手先の見直しでは、この問題は解決しません。廃止こそ国民、県民の願っている願いです。安心できる医療制度をつくり上げようではありませんか。私は個人の見解を述べているわけではないんです。

○議長（中島賢治君） 大木議員に申し上げます。決算の認定ですので、ちょっと軌道が

それていますので戻していただけますか。

○33番（大木傳一郎君） 匝瑳市の議会で、この後期高齢者医療制度に対する廃止の決議をして、関係機関に意見書を申達しているんです。匝瑳市議会の立場に立って、この制度の廃止をこの議会の中で皆さんに訴え、この議案にはそれらの対策が全くないということ強調して皆さんに訴えて討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（中島賢治君） 以上で、大木傳一郎議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより、議案第1号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（中島賢治君） 起立多数。

よって、議案第1号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時45分

○議長（中島賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎閉会中継続調査の件

○議長（中島賢治君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、お手元に配付のとおり、閉会中継続調査申出書が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中継続調査の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（中島賢治君） 日程第7、一般質問を行います。

お手元にお配りしております一般質問通告一覧のとおり、通告順にお願いいたします。

金丸和史議員。

○29番（金丸和史君） 29番、印西市の金丸和史でございます。

第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、通告に基づき一般質問を行います。

まず1問目、平成18年度及び平成19年度決算における千葉県後期高齢者医療広域連合を設置するために要した経費がどのぐらいの金額となっているのか。主要な項目と金額を挙げて示していただきたいと存じます。

続いて第2問目、小泉内閣当時、老人保健法が全面的に改正され、高齢者の医療の確保に関する法律とされ、その第48条に設置が義務づけられている、この広域連合であります。質問の1項目めのような経費を投入して設置をした広域連合を廃止をするという意見もあるようですが、どのようにお考えになられているのか。舛添厚生労働大臣が私案を出されたわけですが、その点も踏まえて答弁をいただきたいと存じます。

私自身、この廃止をするという意見については、国会で決するしか手はない。広域連

合については、この場では廃止をするというような考えを議論すべき立場にないと存じておりますが、どのようなお考えなのか伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 金丸議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、2点目の方から私の方からお答えいたします。

広域連合廃止の意見についてのご質問でございますが、後期高齢者医療制度は、旧老人保健制度が抱える問題点を解決するために、約10年以上にわたる議論を経て創設されたものであり、市町村による保険料格差の縮小や広域連合による医療給付及び保険料賦課の財政運営の一元化等が図られたところであります。

厚労大臣私案では、本制度と国民健康保険を一体化して都道府県の運営とする案でございますが、これは先ほどご案内がございましたように、国の高齢者医療制度に関する検討会での検討のため、私案として提示されたものであり、現時点ではその是非についてお答えすべきものではないと考えております。

当広域連合といたしましては、今後の国における制度見直し状況を注視しつつ、被保険者の皆様等の声をお聞きしながら、現行制度の的確な運営に努めてまいりたいと考えております。

他の質問は局長のほうから答弁させます。

○議長（中島賢治君） 局長。

○局長（宇佐美 誠君） 私の方から金丸議員の1点目のご質問にお答えいたします。

広域連合の設置に要した経費についてのご質問でございますが、平成18年度の歳出総額につきましては約3,500万円、平成19年度の歳出総額は約18億4,400万円でございます。2カ年度の合計が約19億円でございます。

この準備段階に要しました経費のうち主なものといたしましては、この2カ年度間の計でございますが、1つ目には広域連合電算システム関係費が約2億1,200万円、被保険者証交付費が約1億4,200万円、派遣職員の人件費に係る負担金が約1億7,000万円、広域連合の管理運営費が約9,500万円、制度周知のための広報費が約5,100万円というような状況になっておるところでございます。さらに、このほかに平成19年度の被用者保険の被扶養者の保険料激変緩和措置のための臨時特例基金積立金約12億500万円がござ

います。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 金丸和史議員。

○29番（金丸和史君） 答弁ありがとうございます。再質問させていただきたいと思いますが、再質問については1問目、2問目、共通した質問とさせていただきたいと思うわけですが、先ほど答弁にありましたとおり、設置に要した経費というのが、2年間の決算ベースですけれども、千葉県の広域連合だけでも19億、さらに激変緩和措置のために約12億の費用がかかっているという答弁がありました。これはこの広域連合だけの金額であって、そのほかにも市町村においても、そのシステムの変更ですとか人員の配置ですとか、かなりの費用を要して経費を投入して、この後期高齢者医療制度に備えたという現実があると思うんですね。そのような莫大な投資をしたというのは、これは日本全体で考えても相当な金額に上っているというのは、誰でも想定できることではないかなというふうに思っております。

今、廃止というような話が出ているやの話をしましたが、これはあくまで国会で議論すべきことであって、この広域連合では、その運営をどのようにやっていくか。まさに足らざるをところを補う、どういうふうに考えていくか、改正すべき点はどのようなところなのかというのを指摘、議論して、私も提案をさせていただくような立場で臨むべき議会だというふうに認識しておりますし、連合長におかれましても、私も記憶しておりますが、国会議員のある会合で、「私が連合長ですと、千葉県の広域連合の連合長です。政府の方でも与党の方でも何とか、右に行ったり左に行ったり——左には余り行っていないのかもしれないんですが、右往左往しないでくれ」というような話を、ある機会で伺ったことがあります。私もそのように思っておるわけですが、やはり要望や、そのような制度の足らざるところはきちんと指摘をして国会にでも要望活動していく、これは必要なことだというふうに私も認識しておりますが、この議会では、やはりより良い制度、より良い広域連合にするための議論に終始すべきではないか、そのように私は考えておりますが、連合長、再度そのようなご意見の中でどのようなお考えか、伺いたいと存じます。

以上で質問を終わります。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、先ほど私の1点目の修正といいますか、先ほど私の説明が若干言葉不足だったのかもしれませんが、今の再質問の中で、18、19で19億円決算がかかっておるわけでございますが、それ以外に臨時特例基金積立金12億というようにもとれるご趣旨のお話があったわけでございますが、それにつきましては、19億の内訳で12億でございますので、申しわけございません。そういう形で私の方から訂正させていただきたいと思います。

〔「はっきり答弁して」「言葉が聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○局長（宇佐美 誠君） よろしゅうございますか。

先ほどの19億円の内訳で臨時特例交付金がございますので、その点を若干確認させていただきました。

それから、ただいま広域連合長の答弁にありましたように、広域連合といたしましては制度の足らざるところは、お話にありましたように鋭意国に要望するなど改善を図りながら、円滑な制度の運営に努めていきたいというふうに考えておるところでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 金丸和史議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 46番、芝山町の萩原弘幸でございます。

それでは、議長の発言のお許しがございましたので一般質問を行わせていただきます。

ここに舛添大臣がつくったとされるイラストがございますね。県単位75歳専用バス。この中には「行き先はうば捨て山かな……」「早く死ねというのか」。先ほど私、討論の中で、このうば捨て山行きのバスと言ったのは、いわば厚労大臣のこの説明資料をもとに申し上げたところでございます。今申し上げたように、A市の国保バス、B町の国保バス、C村の国保バス、D町の国保バス、皆さん、ずっと乗っておられるんですけども、最後はいわばこの県単位の75歳専用バスなんですね、乗せられる。これが大臣のつくったイラスト。既に私どもの日本共産党の小池参議院議員が国会質問で、参議院の予算委員会、この中で「大臣、これは大臣がつくったものですか」と言ったら「つくりました」と、こういうことですから、私が勝手に申し上げていることではないということをお最初に申し上げておきます。

この専用バスに寄せられた方々は、これまでに国保に加入されておりました概ね約1,000万人の方々、そして被用者保険の被保険者の方々40万人ですね。さらには被用者保険の被扶養者ですね。この方々がおおむね200万。合わせて全国で1,300万人近くの方々が、この専用バスに寄せられたということでございます。この方々は、これまで老人保健制度、このもとで公費と各保険者、ここからの拠出金で医療を受けてきたわけですが、新制度の導入、この後期高齢者医療制度のもとでは、新たな保険料負担で、さらには診療報酬も74歳以下とは別立てにされているんですね。まさしく受けられる医療も差別される。これがこの制度の本質であるということは、もう皆さんおわかりであろうかと思えますけれども、そこでお聞きいたしますけれども、この専用バスに寄せられた県内の75歳以上の被保険者、この対象者、何人ぐらいおられるのかということが1点ですね。さらに、年金から保険料が天引きされる特別徴収の対象者、さらには市町村の窓口で保険料を納付する普通徴収の被保険者、この方々の割合がどうなっているのかということについて、1点目としてお聞きをいたします。

2点目は、本年10月末現在の市町村別の保険料の収納状況についてでありますけれども、先般、私どもの芝山町の担当の窓口からいただいた資料でありますけれども、芝山町では被保険者数が、9月末現在ですけれども、9月末現在で1,126の方が対象者でございます。この中には現役並みの所得者、この方々が54名おられます。そして低所得のⅠに該当する方々、これが170人、そして低所得者のⅡに該当する方々が194人おられます。この1,126人のうちに、いわば普通徴収、役場の窓口で納付する普通徴収の方が207人おられます。これは全体に占める比率は18.4%ということでありまして、いわばこの方々の収納状況がどうなっているのかということで、私、調べましたところ、第1期分の収納日は7月15日でありまして、この7月15日がいわば徴収日でありまして、11月6日、今月の6日の段階で207人のうち56人の方々が未納になっている。率でいうと27%の方が未納になっている。既にもう9月の段階で未納者には督促をしたわけですが、それでもいわば納付がされていないと、こういう状況がございます。そういうことで、お聞きするのは、県内の各市町村ごとの収納状況、これについてお答えをいただきます。

3点目は滞納者への制裁措置についてでありますけれども、厚労省の指導によりますと、滞納が発生した場合、まず督促をいたす。そして、さらに納付相談を行って、そしてそれいかんによっては短期保険証の発行ですね。正規の保険証を取り上げてと言うと

あれですけれども、保険証を交換する。そして、さらにその後で、いわば未納者について、滞納者について特別の事情があるのかないのかと、この判断ですね。調査をして、いわば特別の事情に当たらないと、こうなった場合は被保険者証、いわば正規の保険者証、この返還と同時に資格証明書の発行と。そして、さらには、いわば医療給付費の差止めを行うというのが、この厚労省の資料としての対応と言うとあれですけれども、滞納者の措置としてあるわけですね。いずれその決定権は広域連合にあるということであり、広域連合として、このいわば資格証明書、これについてどう対応していくのか。この3点をお伺いして、この場からの質問といたします。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

副広域連合長。

○副広域連合長（田嶋隆威君） 萩原議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

資格証明書の発行はどう決定するのかというご質問でございますが、資格証明書の交付につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律、同施行規則によりまして、被保険者が保険料を滞納した場合は、災害等の特別な事情がある場合を除き、滞納発生後1年を経過した場合は資格証明書を交付するということになっております。こういうことから、当広域連合におきましても資格証明書を交付することになりますが、この資格証明書の取扱いにつきましては、本年6月の政府与党決定を受け、資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにも関わらず、保険料を納めていない悪質な者に限って適用するとされていることから、現在、資格証明書の取扱い基準を定めるべく準備を進めておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中島賢治君） 局長。

○局長（宇佐美 誠君） 私からは、ご質問の1点目と2点目についてお答えいたします。

1点目でございますが、10月末現在の被保険者数、特別徴収と普通徴収の割合についてのご質問でございます。

当広域連合の電算システムで最新の数字として把握しておりますのは9月末の数字でございますので、9月末でお答えさせていただきたいと存じます。9月末現在の被保険者数は49万8,695人でございまして、対前月比でプラス1,638人でございました。

次に、特別徴収と普通徴収の割合でございますが、8月時点での徴収分で見ますと、特別徴収が約7割、普通徴収が約3割となっております。これからの徴収分では、10月

から被用者保険の本人及び被扶養者等の特別徴収が加わること、また特別徴収から口座振替による普通徴収へ変更される方がいらっしゃるなどから、徴収の割合は変わってまいるものと考えております。

次に、2点目でございますが、10月末現在の市町村別の保険料の収納状況についてのご質問でございますが、収納状況につきましては、現在の当連合の電算システムでは集計できるような形になっておりませんので、独自に調査いたしました若干粗い数字かもしれませんが、その数字で申し上げたいと存じます。

平成20年度の広域連合の収納状況は、9月末現在で調定額約323億6,000万円に対しまして、収納額が約156億9,000万円でございます。収納率にしますと約48%となると把握しておるところでございます。市町村別で見ますと、収納率が高いところで約58%程度、一番低いところで約41%でございますが、9月末での数字でございますので、今後収納率は上がってまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 今、収納状況をお答えいただいたわけですが、収納率が9月段階で48%ですか。私もさっき申し上げたように、町の未納者が18%ということで、これは問題だなと思っていたら、もっと悪い状況が今報告、答弁されたわけですが、私も、問題とするところは、1点目の答弁がありましたように、所得があつて悪質なものを対象とすると、資格証明書の件ですけれどもね。これは一面では税の公平さからいってやむを得ない点があるかと思うんですけれども、これをただ、じゃ、悪質だというのはどこで判断するのかと……

○議長（中島賢治君） 萩原議員、時間ですが、簡潔に。

○46番（萩原弘幸君） ……ということで、私が今一番問題とするところは、普通徴収の方々が月々の年金月額が1万5,000円以下の方、あるいは、いわば保険料と介護保険合わせた額が2分の1を超える方々、こういう方々が普通徴収になっている。いずれこういう方々というのは、やはり所得の低い人たちなんです。だから、こういう方々にいかにやはり手を差し伸べるか、これが今私は問われているということですね。ですから、そういう点からいくなれば、事情があつてどうしてもやはり納められないと、こういう方々については、この広域連合として減免、あるいは減額のこれを拡充を図っていくと、このことを求めるわけですが、ご答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

局長、お願いします。

○局長（宇佐美 誠君） 先ほど48%とおっしゃられましたが、これにつきましては、年間の総賦課額、それに対してこれまで特徴が3回、普徴が7、8、9の3回の徴収したそれまでの累積でございますので、そういう意味で若干把握されている数字が違うのではないかというふうに考えております。念のため申し上げます。

それから、実際、資格証明書の取扱いにつきましては、先ほど副連合長から申しあげましたように、今後、具体的な取扱い基準を定めるべく準備をしておるところでございます。その内容によりまして、またご説明申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎君） 皆さん、どうもご苦労さまです。

今議会に当たりまして、一般質問を行います。

まず最初に、後期高齢者医療制度に対する千葉県広域連合の基本的政治姿勢について問うものであります。

先ほど萩原議員が紹介しましたけれども、県単位の75歳専用バス、これは舛添大臣がつくったものですが、ここにどういうことが書いてあるかということをお一度強調しますと、「料金も勝手に天引きされるし……」「行き先はうば捨て山かな……」。このおじいさんは「早く死ねと言うのか」。こういうふうに、今国民全体に渦巻くこういう怒りの声を政府自身も認めている。

そこで、私のところや関係機関に県民のこういう声が届いています。「後期高齢者医療の保険料が天引きされていて、介護保険料だけのときよりも負担が3倍以上にふえていた。アパートで一人暮らしをしているが、負担は家賃の半分以上にもなり、本当に痛い、腹が立つ」、これは76歳の女性です。また「長生きしてはだめというような制度で悲しい。負担も増えて困る」、これは80歳の女性です。「高齢者から医療を奪うような制度であってはならない。国はひどいことをする。すぐに廃止すべき」、20歳代の女性。また「いずれは自分も高齢者になる。年をとれば収入が減り、いずれは年金生活者になる。保険料が年金から天引きされ、生活はどんどん苦しくなるだろう。今まで社会のた

めに働いてきた人たちを大事にすることを国は考えるべきだ」、37歳の女性。「国は年金の未払いという問題を起こしておきながら、保険料は年金から天引きする。全く納得できない」、69歳女性。また、最後に「月6万円という少ない年金から保険料を取られるなんて本当に厳しい」、79歳の女性。こういうような県民の声が各自治体にも、恐らく県連合にも、県議会の中でも、あるいは県庁にも届けられていると、このように思います。

そこで、こういうような広域連合、あるいはこの広域議会、こういうところでこういう県民の声を真剣に議論するということが必要です。そこで、千葉県の広域連合としては、やはり制度の見直しや廃止を強く要請すべきだというふうに思います。政府の立場に立つのか、あるいは県民の立場、高齢者の立場に立つのかということで、この見直しと廃止に対する対応が違ってくるわけです。答弁によっては結果的に政府の言いなりという形になるわけです。慎重な答弁を求めたいと思います。

第2に、制度に対する県民、国民の廃止、見直しを求める声、怒りに対する対応についてであります。これ、質疑の中でも私、質問しましたけれども、やはり調査と実態の把握が不十分です。そこで改めてお聞きしたいと思うんです。この4月だけで全県的に約8万件の苦情、問い合わせ等があったということは答弁がありました。私の聞きたいのは、月別で広域連合に対して、あるいは県庁に対して、あるいは各市町村に対して月別に、窓口別にその相談件数、その実態調書を提出していただきたい。あるいは、各市町村もはっきり言ってこの制度はよくわからないと、各市町村から連合にいろいろな問い合わせがある、そういうものも私はたくさんあったと思うんです。市の職員は困っているわけですから、住民の立場に立てば。それをよろしく願っていたと思います。

次に、私は2月の議会で、この広域連合に対して7件の資料要求をいたしました。資料が送られてきたのはたった2件ですよ。まだ資料が作成できませんと。そしてあれから何カ月たつんですか。いまだに資料は議員の皆さんにも配られていません。我々、ここに56人いる議員の中、みんな真剣にこの制度の実態、状況を知りたがっているわけです。そういう調査を議員が要求しても、その資料を提出しないというのは業務怠慢じゃないんですか。議会を軽視しているんじゃないんですか。もっと真剣に県民や議会の立場に立って資料の提出を求めたいと思いますが、その点について伺いたいと思います。

さらに、千葉県の医師会だとかいろいろな団体が、この廃止を願っている。全国的にはあらゆる調査で約7割、6割から7割の国民が廃止を求めているわけです。もう小手

先の見直しでは解決できない深刻な段階に今到達しているわけです。これじゃ怒りがおさまらないわけです。廃止以外にはないわけです。そういうような意見集約を、私はいろいろな広域連合として全県的ないろいろな団体に声をかけて来ていただいて、いろいろな意見の集約をやるのが筋じゃないんですか。何もヒラメのように目を天井に上げているだけでは、ヒラメ型の人間になっちゃいますよ。下を向いて、県民の立場に立った行政執行を求めたいと思いますが、そういう意見集約、あらゆる団体の意見集約を進めてほしいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

これは事業推進にとって欠かせない課題なんですよ。皆さんは県民の税金で仕事をしているわけですから、政府の言いなりになってやるというのは戦前の政治ですよ。上意下達で政府の言いなりで、天井が言えば何でもへえへえ仕事をやると、そういう実態が今の広域連合の仕事の実態じゃないんですか。

さらに、医療懇談会、この拡充を私は提案しました。拡充する考えはないと、こんな冷たい答弁ないですよ。医療懇談会での意見がどういう意見が出されたかというのを、我々議員はみんな知りたがっていると思いますよ。そういう報告ないでしょう。

また、今日傍聴者が来ていますけれども、傍聴者に資料を配っています。議員の皆さんにはわからないと思いますけれども、その資料はお返し願いたいというそうですよ。遠くからはるばる、この議会の様子を聞きに来た傍聴者の皆さん、資料をうちへ持ってきて勉強したいわけですよ。関心が高いから傍聴に来ているわけでしょう。そういう方に資料を返してくれと、返されたものはどうするんですか。CO₂をばらまいて焼却するわけでしょう。それより傍聴者にそのまま持って帰ってもらうというのが民主政治じゃないんですか。私はひどい状況だと思うんです。ぜひその資料はそのまま持って帰ってくださいと議長の方から指示をしていただきたいと思います。

3番目の質問に入ります。

75歳年齢区分、強制天引き、差別医療などの是正に千葉県連合としてどう取り組むか。この制度は国会で決まったんです。ところが強行採決で決まったものなんですよ。十分な議論もないままに、先ほど連合長は10年間かけてやったと言ったけれども、10年間の間に十分な議論をされないままに、最後の土壇場、強行採決ですよ。そのような今の制度、その本質に関わる75歳で年齢区分してやるような制度、あるいは強制的な天引き、これは見直しが今、舛添大臣はやらなければならないと、こう語っています。あるいは差別医療、これが出てくる。この3つの点について連合長、広域事務局はどういう認識

をしているんですか。これでよしとしているんですか。

そして、ここに問題があれば政府にどう是正、解決を求めるのか。もう既に今日、香取市も来ていると思いますけれども、香取市で、あるいは佐原で、旭中央病院で、我が匝瑳市民病院で、この制度ができてから4、5、6、受診抑制が始まっていますよ。高齢者が病院へ行くのを抑えてきている、そういう実態を承知でしょうか。その状況をご答弁いただきたいと思います。

以上、明確に答弁をお願いいたします。

○議長（中島賢治君） 答弁願います。

広域連合長。

○広域連合長（藤代孝七君） 大木議員のご質問にお答えをいたします。

基本的政治姿勢についてということでございますが、この制度は、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とすることで国民皆保険を堅持し、将来にわたって安心して医療が受けられるために必要なものと考えております。広域連合の役割は、制度を安定させ効率的で確実な運営に努めることと認識しており、そのため、改善すべき点があれば積極的に対応していきたいと考えております。今後とも被保険者等のご意見を真摯に受けとめ、必要に応じて国に要望等をするとともに、県内市町村と緊密な連携を図りながら、円滑で効率的な運営に努めてまいりたいと思います。また、国で始まりました検討会の動向も注視をしてまいりたいと。

他の問題につきましては、局長の方からご答弁させます。

○議長（中島賢治君） 局長。

○局長（宇佐美 誠君） 私の方から2点目、3点目にお答えいたします。

まず、制度に対する県民、国民の廃止、見直しを求める声、怒りに対する対応についてというご質問でございますが、制度が施行されて7カ月が経過しまして、その間、被保険者の皆様などから制度についてのさまざまな意見が寄せられ、本年6月の政府与党決定を踏まえまして、広域連合といたしましても所得の低い方への保険料の軽減拡大及び支払い方法の年金から口座振替への変更などの改善を図ってまいったところでございます。

今後とも引き続き被保険者や県民の皆様のご理解をいただくよう努めながら、制度の円滑な運営等に努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほど関連してご質問がありました資料の提供関係でございますが、資料につ

きましては、既に6月ぐらいの段階で一部ご回答を申し上げましたが、その後に出せる資料があれば検討いたしましてお出ししたいというふうに考えております。まだ市町村ごとの数字はシステム上出ないような形になっておりますので、その辺のところはご理解いただきたいというふうに考えております。

それから、3点目の75歳の年齢区分、強制天引き、差別医療などの是正にどう取り組むかということでございますが、本制度は、75歳以上の方々が様々な形で医療機関にかかる機会が多く、医療費の負担が大きくなりがちなため、財源面で手厚く支える適切な医療を提供する必要から設けられたものというふうに認識しております。受診できる医療につきましては、75歳以上と75歳以下では違いはなく、今までと同様、現役の方々よりも軽い負担で受診できる制度でございます。

また、保険料の年金天引きにつきましては、被保険者の利便性にも配慮して導入されている仕組みでございますけれども、既に口座振替への変更もできるような改善が図られておるところでございます。

このように、本制度は、旧老人保健制度の問題点を踏まえまして、10年以上にわたる国における検討等を経まして、国民皆保険制度を維持し、後代に引き継いでいくために必要不可欠な制度であると認識しておるところでございます。先ほど連合長のお話にもありましたように、しかしながら、国の方で制度施行後5年を目途に見直しの検討をする予定になっていたものを、高齢者の方々にも納得していただけるよう前倒しをして、今後1年を目途に必要な検討をするというふうにされておるところでございますので、広域連合といたしましても、国におけるこのような見直しの動向にも今後注意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 先ほどの萩原議員の発言が時間を経過して発言をしていただきましたが、今回は発言の途中ではございませんので、時間が経過いたしましたので、大木傳一郎議員の質問を終わらせていただきます。

〔「答弁漏れで終わりっておかしいでしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） 答弁漏れはございますか。

再度確認しますが、答弁漏れはございますか。ございませんか。

〔「そんな議会ないでしょう。議長の権限で……」 「議事進行」

「議長の権限でできるわけですから、各市町村ごとの資料を出し

てくださいよ。後でもいいよ、もしあれだったら」と呼ぶ者あり]

○議長（中島賢治君） 局長。

○局長（宇佐美 誠君） 資料につきましては、先ほど申し上げましたように、後ほど検討いたしまして、出せるものにつきましては出すように考えております。

以上です。

○議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎陳情第3号の上程、説明、討論、採決

○議長（中島賢治君） 日程第8、陳情第3号 後期高齢者医療制度に関する陳情を議題といたします。

お諮りいたします。

審査の手順といたしましては、執行部より状況説明を求め、討論、採決の順に議事を進めたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島賢治君） 異議なしと認めます。

よって、審査の手順といたしましては、執行部より状況説明を求め、討論、採決の順に議事を進めます。

状況説明をお願いいたします。

局長。

○局長（宇佐美 誠君） 陳情第3号における現在の状況について、項目ごとにご説明申し上げます。

陳情項目1、保険料の年金からの徴収を中止することについて、現在の状況をご説明いたします。

保険料の徴収については、高齢者医療確保法第107条の規定によりまして、年金の受給額が年額18万円未満の方、及び介護保険料と合わせて保険料額が年金額の2分の1を超える方を除き特別徴収によることとなっております。しかしながら、本年6月12日の

高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等に係る政府与党決定を受けまして、国保の保険料を確実に納付していた方が口座振替により納付する場合、さらに連帯納付義務者がいる方で、その口座振替により納付する場合は、申し出により普通徴収ができることになりまして、この10月の徴収分から既に実施しておるところでございます。

陳情項目2、被保険者の生活実態に即した保険料とすることについて、現在の状況をご説明いたします。

保険料については、本年度、所得の少ない方に対して世帯の所得水準に応じて被保険者均等割額の7割、5割、2割軽減を行っており、さらに本年6月12日の政府与党決定を受けまして、この7割軽減を8.5割軽減まで拡大したところでございます。また、所得割額につきましては、所得の低い方、具体的には保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方について50%の軽減を行ったところでございます。

21年度におきましては、均等割額の7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について9割軽減し、所得割額を負担する方のうち所得の低い方について50%程度軽減することとされておるところでございます。

陳情項目3、保険料を払えなくなった場合に資格証明書の発行をしないことについて、現在の状況をご説明します。

高齢者医療確保法第54条の規定により、被保険者が保険料を滞納した場合は、災害等の特別の事情がある場合を除き、滞納発生後1年を経過した場合は資格証明書を交付することになっております。この資格証明書の取扱いについては、本年6月12日の政府与党決定を受けまして、資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにも関わらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては従前どおりの運用とし、その方針を徹底するとされておるところでございます。今後、この点を踏まえまして対応してまいるところでございます。

陳情項目4、低所得者の保険料や窓口負担について広域連合独自で軽減措置を講ずることについて、現在の状況をご説明いたします。

低所得者の保険料については、世帯の所得水準に応じて被保険者均等割額の7割、5割、2割軽減を行っており、さらに本年6月12日の政府与党決定を受けまして、7割軽減を8.5割軽減まで拡大し、また、所得割を負担する方のうち所得の低い方について50%軽減を既に実施しておるところでございます。

また、医療機関窓口での負担については、高齢者医療確保法第69条の規定によりまし

て、災害等の特別の事情がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対しまして、一部負担金の減額・免除等ができることとなっておりますのでございます。

陳情項目5、健診は希望者全員が無料（公費）で受診できるようにすることについて、現在の状況をご説明いたします。

健康診査につきましては、被保険者の保険料等を財源として、当広域連合からの委託契約に基づき、各市町村において実施していただいております。診査項目は、診察項目と申しまして、身長、体重等の計測、脂質、これは中性脂肪等でございます。肝機能、代謝系等ございまして、原則として希望される方すべてが対象で、自己負担をいただくことなく受診していただくものでございます。

最後に、陳情項目の6、千葉県に後期高齢者の保険料負担等を軽減するために一般財源を投入するよう要請することについて、現在の状況をご説明いたします。

一般財源の投入については、保健事業の実施に係る財政支援として、後期高齢者の健康の維持及び増進を図るとともに保険料を軽減する観点から、県に対して国と同額の補助金を交付するよう本年8月に要望書を提出しておるところでございます。なお、県からは、高齢者医療確保法第96条の規定による医療給付費の12分の1の定率負担に加えまして、同法第99条の規定による低所得者に係る保険料軽減分の4分の3の負担や、第116条の規定に係る財政安定化基金積立金の3分の1の負担をいただくことになっておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中島賢治君） これより討論に入ります。

討論の通告がございますので、お願いいたします。

宮田かつみ議員。

○3番（宮田かつみ君） 市川から選出をさせていただいております宮田かつみと申します。

今回のこの千葉県の保険医協会さんの方から陳情がございました、後期高齢者の医療制度に関する陳情ということで、6項目の陳情が出ております。この内容につきまして私の方からご説明をし、討論に替えたいと思っていたんですけども、今、ご承知のような形で局長の方が、皆さんから出されている6項目についてごくごく親切にというか、丁寧に説明がございました。結果的には、この6項目につきましては、私は自由民主党

の地方議員でございますけれども、自由民主党、そして公明党が政府与党を形成しておりますけれども、その与党の中で6月12日に決定をし指示した内容が、皆様方が要望されている内容をほとんどすべて解決をされていることから、陳情については、この会議の原則からしまして採択があります。そして不採択がある。そして継続があるんですけども、私としては、基本的には皆様のご要望につきましては採択なんですけど、もう今、ご説明のような形で現在進んでおる関係から、これを採択にしても意味がないわけでございます。かといって反対をする理由は何もない。先ほど申し上げたような形でない。じゃ継続があるかということ、単に継続だけして審査をしないで時間稼ぎということもどうかなということから、基本的には反対ということなんですけど、実際は反対ではございませんで、会議のこの方法、手法をご理解をいただくことと、それから、先ほど局長がご説明をいたしましたようなことで、現在進められておりますこともご理解をいただきまして討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中島賢治君） 宮田かつみ議員の討論を終わります。

討論を続けます。

萩原弘幸議員。

○46番（萩原弘幸君） 芝山町の萩原弘幸でございます。

私は、陳情第3号、後期高齢者医療制度に関する陳情について採択すべき立場から討論を行います。

私どもの芝山町議会は、昨年12月14日付で後期高齢者制度の抜本の見直しを求める意見書を内閣総理大臣、あるいは厚労大臣に議長から提出をいたしました。若干ご紹介をさせていただきますと思うんですけども、今、様々な分野で格差と貧困が広がり、将来不安が増大しています。とりわけ高齢者は税制や医療、社会保障制度の改悪による負担増で悲鳴を上げています。このような状況のもと、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度では、家族に扶養されている人を含め、75歳以上の全ての後期高齢者から年額平均7万5,000円の保険料が徴収されることとなります。介護保険料と合わせると月額1万円以上の負担となり、ほとんど収入のない後期高齢者にとって年金からの天引き、特別徴収は年金受給権、生活権の剥奪につながります。また、老人保健法加入者は被保険者資格証明書の交付は適用除外でしたが、広域連合の被保険者については、保険料を滞納した場合、被保険者資格証明書が交付されることになっております。保険料

の滞納が発生すると保険証の返還が求められ、資格証明書が発行されれば必要な医療が受けられない事態が起こることが懸念されます。また、県や市町村に今まで以上に大きな役割と責任を担わせるものであり、その考え方や施策の方向によっては国民皆保険制度を形骸化させ、地域住民の命と健康を大きく損なう可能性もあると不安が広がっています。つきましては、高齢者がいつでもどこでも安心して医療が受けられる下記の事項を要請します。記。1、高齢者に負担を押しつける後期高齢者医療制度を抜本的に見直すことと、こういう意見書を、今申し上げた内閣総理大臣、あるいは厚労大臣に提出をいたしたわけですけれども、私は芝山町議会の一員として、やはり今申し上げたこの意見書を尊重し、今回提出されました陳情趣旨については、ほぼ同じような内容であるということから、ぜひ全会一致で採択をお願いするところでございます。

そして最後に、今、執行部から陳情事案に対する状況説明がありましたが、いわば陳情者の陳情趣旨に答えていないということを申し上げて、この場からの討論とさせていただきます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（中島賢治君） 萩原弘幸議員の討論を終わります。

討論を続けます。

村田一郎議員。

○4番（村田一郎君） 議席番号4番、船橋の村田一郎でございます。

私は、陳情第3号 後期高齢者医療制度に関する陳情につきまして、不採択の立場で討論を行いたいと思います。

ご承知のとおり、我が国は世界最長の平均寿命と高い保健医療水準を実現しましたが、これを支えてきたのが国民皆保険制度でございます。全国民が公的医療保険に加入し、これによって安い費用で高度な医療を受けられることができるという、いわば世界に誇れる優れた制度と評価できるものと考えております。しかしながら、近年、急速に高齢化が進んで医療費は増加の一途をたどっており、特に75歳以上の医療費が急増すると推計されております。こうしたことから、国民皆保険を維持し、後代に引き継いでいくため、制度の抜本的な見直しが避けられない状況に至ったわけでございます。

2008年度の医療制度改革での参議院関連法案を可決した際、廃止を唱えております共産党を除く各党で、早急に新たなる高齢者医療制度を創設せよとの附帯決議を採択しているところでございます。そのような論点をしまして、このたび、国において10年以上にわたりまして改革の議論を経て、後期高齢者医療制度が創設されたことは、議員各位

もご承知のことと思います。従来の老人保健制度では、国民健康保険や被用者保険からの拠出金を財源としており、その保険料の取扱いや財政面での不明確さが指摘をされておりました。新制度では、それらを払拭し、わかりやすい制度にするため、給付費の負担割合を後期高齢者自らの保険料が1割、現役世代の保険料が4割、公費が5割と明確にし、かつ保険者を都道府県単位の広域連合に一元化をし、また高齢者が保険料を共通のルールで支払うこととし、今まで国保における最大5倍あった保険料格差を2倍までに縮小した、本当にわかりやすい制度であると言えます。

また、高齢者が保険料を納める手間を少しでも省略しようとして年金からの天引きも実施をいたしました。このことは一部の方からご批判をいただいておりますが、理解をしていただけることで非常に良いシステムであると考えを改めることとなると思います。例えば私どもの船橋市を例に挙げてみますと、船橋駅周辺ですと銀行はたくさんありますが、一步離れました東部地域や北部地域に参りますと、郵便局はあっても銀行がないという地域がたくさん出てきます。議員皆さんの地区はどうでしょうか。該当する地区がたくさん出てくると思います。そして、年金は郵便局での受け取りができますが、後期高齢者の保険料は郵便局で納付はできないため、わざわざ遠くの銀行に行かなくてはならない手間を、この天引きという方法が解決してくれたのであります。

なお、今後銀行の店舗は統廃合によりますます減少すると聞いておりますことから、私は、年金から保険料を天引きすることにつきましては、もう少し周知に力を入れることで理解が得られるシステムであると思います。

こうした基本的な認識に立った上で陳情第3号を検討してみますと、各項目について先ほど事務局から状況説明がございましたように、陳情項目1、保険料の年金からの徴収を中止することにつきましては、既に年金からの天引きだけではなく口座振替が可能となっております。

陳情項目2、被保険者の生活実態に即した保険料とすることにつきましては、本制度は被保険者の所得等に応じた軽減措置が講じられているものであり、さらに本年6月12日の政府与党決定を受け、被保険者均等割額の7割軽減を8.5割まで拡大し、所得の低い方については所得割額を50%軽減したところです。

陳情項目3、保険料を払えなくなった場合には資格証明書を発行しないことにつきましては、高齢者医療確保法第54条等に基づき運用すべきであり、単に資格証明書を発行しないということは法の趣旨に反するものと考えます。なお、運用に当たっては、本年

6月の政府与党決定において、資格証明書の運用に当たっては相当な収入があるにも関わらず保険料を納めない悪質な者に限って適用するという考え方が示されており、当広域連合においてもその指針に沿って運用すると伺っております。

陳情項目4、低所得者への保険料や窓口負担について広域連合独自で軽減措置を講ずることにつきましては、陳情項目2で触れましたように、低所得者への保険料軽減措置が講じられており、また窓口負担につきましても一定の場合には一部負担金の減額、免除ができる制度となっております。

なお、仮に広域連合独自で軽減措置を講ずるとした場合、広域連合では自主財源が無いことから、その財源をどこに求めるか大きな問題であります。

陳情項目5、健診は希望者全員が受診できるようにすることにつきましては、広域連合が各市町村に委託をして実施している健康診査は、原則として希望される方全てが対象で、自己負担なく受診できるものであります。

陳情項目6、千葉県に後期高齢者の保険料負担等を軽減するため一般財源を投入することにつきましては、既に千葉県に対しまして、本年8月に保健事業への財政支援の要望書の提出を行っているところであります。

以上のとおり、既に対応がとられているもの、法律等で定めがあるもの及び広域連合が独自の裁量で施策を行えないものであり、陳情第3号については反対するものでございます。

以上でございます。

○議長（中島賢治君） 村田一郎議員の討論を終わります。

討論を続けます。

大木傳一郎議員。

○33番（大木傳一郎君） 2008年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会に当たり、陳情番号3、後期高齢者医療制度に関する陳情について賛成の討論を行います。

先ほどからも反対討論の中で幾つか反対の理由が述べられましたけれども、今、自民党の中でも、例えば塩川正十郎さんとか自民党の元閣僚が、この制度はおかしい、これは廃止すべきだというような意見が自民党の中からも今、ふつふつとわき上がっているのが現実なんです。

それで、この保険医協会というのは、千葉県医師会に加入し、この保険医協会にも加入するというので、千葉県の中で相当数のお医者さん、ドクターが加入している、本

当に医療の団体としてはすばらしい活動をしている団体です。そういう団体から出された、その心配をむげに拒否をすると、内容的にももっともな内容を、このお歴々の皆さんが参加しているこの議会で不採択にするということになると、いよいよもってこの後期高齢者医療制度というものが、執行も事業も議会も全部同じような、県民の立場に立たない、高齢者の立場に立たない、そんな住民不在のものになってしまうという、その証明をつくり上げることになって歴史的に汚点を残すことになると、私は強調せざるを得ません。

ましてや、この陳情の趣旨を見て、先ほど宮田議員も仰せられましたけれども、反対する理由もない。だから、私、聞いていて、これは反対なのか賛成なのか、ちょっとわかりにくかったんですが、いずれにしても宮田議員は、やはりそういうような思いはあると思うんですよ。たとえ自民党であったとしても。

それで、私は今、この立場というのは、千葉県56の議会の中で10の議会は廃止もしくは見直しを決議しているんですよ。関係機関、政府機関に意見書を出しているんですよ。皆さん、その議会の代表として、少なくとも10人の方はここに参加しているわけですから、少なくとも10人の皆さんは、同じようなこの趣旨の陳情には賛成するのが、採択する立場に立つのが、これは責任上、議会の決議とここでの立場が違っていただけでは、これはおかしくなるわけで、私は匝瑳の市議会で廃止の決議をしていますので、当然私はこれに賛成します。廃止も見直しも含めているんですよ、匝瑳市の場合は。

それで、まず1項目ずつ説明しましょうか。保険料の年金からの徴収を中止すること。中止にならないんですよ。さっきの説明を聞いていると、何か年金からの天引きは中止になったというような誤解を与えるような討論がありましたけれども、さっきのわけのわからない執行部の説明で、皆さん、混乱が起きていると思うんです。

〔「自分の討論をやってください」と呼ぶ者あり〕

○33番（大木傳一郎君） 趣旨賛成の討論をやっているわけですよ。それで、一部からの批判じゃない。国民の6割、7割からの批判が、とりわけこの年金天引きに集中しているんですよ。中止になっていないわけですよ。その多くは年金から今も天引きをされて、これ、10月5日号の東京新聞、報道されているでしょう。年金天引き延期、振込書気づかず、後期高齢者はまた大混乱と。市役所に行ったら3時間も待っていなければ相談、問い合わせできないそうですよ、東京では。

〔「ここは東京じゃないんだ。千葉県」と呼ぶ者あり〕

○33番（大木傳一郎君） 千葉県だって、さっき説明があったとおりですよ。1日で4月だけで8万件。

第2は、被保険者の生活実態に即した保険料とすること。それは軽減措置は国民の批判に応えざるを得ない自民・公明が、結果的には制度の改革案というのを出して、それで部内の中で検討したけれども、あれは不十分なんです。だって、制度が始まる前に1回見直して、始まってからまた見直して、さらにまた見直し。構えば構うほど問題が複雑になっちゃって問題が大きくなるわけですよ。ですから実態に即した保険料になっていないということです。まだまだ高いということです。

第3に、保険料を払えなくなった場合、資格証明書を発行しないこと。悪質に限るという答弁でした。今、国民健康保険税で、県内56市で子供たちが病気になって、いわゆる資格証明書で病院にかかれないという事態が生まれているわけでしょう。全国で今、子供たちを抱えている家庭には保険証を無条件で交付するという動きが強まっています。高齢者だって同じですよ。とりわけ少子高齢化時代ですから、子供たちと高齢者には優しい思いやりのある政治をやるのが本当でしょう。それを資格証明書を発行して、あなた、早く死になさいという感じでは、これは人間として許されない制度だと、やり方だというふうに言わざるを得ません。

〔「簡潔にやってくださいよ」と呼ぶ者あり〕

○33番（大木傳一郎君） できるだけ簡潔にしたいと思いますけれども、静かにしておいてください。

あと、第4に、低所得者の保険料や窓口負担について広域連合独自の軽減措置を講ずること。これは東京でもやっています。全国各地でもやっています。千葉県でなぜできないんですか。そのことをあなた、主張しなさいよ。

第5に、健診は希望者全員が無料（公費）で受診できるようにすること。当然のことでしょう、これは。やっていないんですよ。健診の幅を狭めて一部はやりますよ。ところが、必要な健診については自己負担がつきものでしょう。ご存じでしょう。そういうことを言っているんじゃないです、この陳情書は。

第6として、千葉県に後期高齢者の保険料負担等を軽減するために一般財源を投入するよう要請すること。

〔「8月に要請したんだよ」と呼ぶ者あり〕

○33番（大木傳一郎君） したけれども実現しないわけですよ。これ、朝日新聞、東京都

の医師会、75歳以上の患者さんたちの医療制度が変わっても、今までと同じ医療を提供することをここに宣言しますと、これは東京医師会ですよ。千葉県も今頑張りつつあるんですよ。

それで、私が言いたいのは、当然の要望、陳情を不採択にするということは、そういうことは必要ないということになっちゃうんですよ、逆を言えば。そうでしょう。ましてや東京や全国でそういう助成がどんどん広がっているんですよ。千葉県が一番最後になつたらみっともないんじゃないですか。大した要望をしないから、繰り返し繰り返し要望しないから、そうになってしまうのではないのでしょうか。千葉県単独で県単のこの後期高齢者医療事業に対して助成をきちんとやるというのは、県民の立場に立った知事なら当然でしょう。こんなことをやっていたら、ますます私は混乱が拡大されると思うんです。このまま定着しませんよ。ますますこの制度に対する批判はごうごうたるものになります。次の選挙では、必ずこれを推進した政党、よく知りませんが、2つの政党は必ず国民の痛いしっぺ返しに遭うことになると思います。ですから、我々議員はその立場に立って、当然のことを当然として採択するのが県民の期待に応える立場でしょう。結局これ、どういうことかということ、政府の言いなりの連合になり、議会になってしまうということなんです。今、転換点、重要な分岐点に立っているということです。少なくとも……

〔「討論、何分やっているんだよ」と呼ぶ者あり〕

○33番（大木傳一郎君） 何分、関係ないでしょう、あなた。すべての地方議会で廃止や見直しを決議したところから代表として選ばれている議員は、これはぜひ、最低ですよ、これは。できれば全員がですね。さっき反対討論をした人は今さら賛成というわけにはいかないでしょう。その人を除いて大勢の皆さんが、この陳情採択に賛成され採択されることを心から、本当に心からお願いして討論といたしたいと思います。

○議長（中島賢治君） 大木傳一郎議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより、陳情第3号 後期高齢者医療制度に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第3号 後期高齢者医療制度に関する陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（中島賢治君） 起立少数。

よって、陳情第3号 後期高齢者医療制度に関する陳情は不採択となりました。

◎閉会の宣告

○議長（中島賢治君） 以上で、平成20年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、まことにありがとうございました。ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時09分

議 長 中 島 賢 治

署 名 議 員 今 関 正 美

署 名 議 員 柴 田 徹 也

議案等議決結果

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
発議案第1号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	平成20年11月17日	原案可決
議案第1号	平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	平成20年11月17日	原案認定
陳情第3号	後期高齢者医療制度に関する陳情	平成20年11月17日	不採択

